

平成30年度第1回福岡市中央卸売市場開設運営協議会 議事録

1. 開催日時 平成30年8月31日(金) 13:30～
2. 場所 福岡市中央卸売市場鮮魚市場会館2階 第1会議室
3. 出席者 福岡市中央卸売市場開設運営協議会 12名(別紙委員名簿参照)
欠席：江藤委員，甲斐委員，岡本委員
市側：農林水産局長 外15名
4. 傍聴人 なし
5. 議題 (1) 所属部会の決定について
6. 報告 (1) 卸売市場法改正の対応について
7. その他 ・各市場の取扱状況について
8. 会議内容
農林水産局長あいさつ，委員紹介，事務局紹介，会長あいさつの後，議事に入る。
福岡市中央卸売市場業務条例の規定により会長が議長となる。

【議題1 所属部会の決定について】

委員1名及び専門委員4名が新たに就任され，事務局よりこれまでの慣例による所属部会案を説明。会長が事務局案のとおり決定。

【報告事項1 卸売市場法改正の対応について】

事務局より説明。

議長：事務局から説明がありました「卸売市場法改正の対応について」の報告について何かご意見，ご質問は。

委員：市として，今回の法改正には，業界の願いや懸念等が反映していると思うか。

事務局：法案提出前から，国は各業界や開設者の意見を聞きながら法改正をすすめてきたと聞いている。

委員：中央卸売市場の開設者を自治体に限定した「認可制」が廃止され，「認定制」が導入されたことについて，民間事業者でも開設者になることができると理解して良いか。

事務局： お尋ねのとおり，民間事業者でも開設者になることができる。

委員： 福岡市の対応としては，引き続き中央卸売市場の開設者として市場の開設及び運営に携わっていくということだが，民間事業者が開設者とならない理由をどのように考えているか。

事務局： これまで，小規模の中央卸売市場では（法規制が少なく，自由度が高い）地方化する動きが実態としてあったため，今回の法改正で認可制が廃止された。しかしながら，福岡市を含めた大都市の中央卸売市場においては取引規模が大きく，法改正後も公共性・継続性・安定性を確保していく必要があるため，本市が国の認定を受け，引き続き開設者として市場を運営していく。

委員： 市場の運営には公が責任を負うことが重要だと思う。一律の取引規制について，3つの規制（第三者販売の禁止，直荷引きの禁止，商物一致の原則）を原則廃止としているが，業界（卸，仲卸，生産者等）に影響はないのか。

事務局： 国が一律の取引規制を原則廃止としているが，各市場の実態に合わせて，独自の取引ルールが必要であれば検討していく。

委員： 一律の取引規制については原則廃止するが，「直荷引きの禁止」，「第三者販売の禁止」，「商物一致の原則」の果たす役割は重要なものとして市は捉えていると考えて良いか。

事務局： せり・入札取引が原則だった時代から相対取引の割合が高くなっていく中で，取引の原則を貫くと商取引に支障をきたす場合がある。各市場の実態に合わせて個別に検討していく必要があると考えている。

委員： 「第三者販売の禁止」が緩和されることについて，価格形成の公平性・透明性が崩れる可能性があり，消費者へ影響を及ぼす恐れがある。また，卸売業者が仲卸業者以外にも販売できるとなると，仲卸業者の経営が保障できなくなる等，様々な懸念がある。原則廃止となる3つの規制について，共通の取引ルールに反しない限り，各市場で独自の取引ルールを決めて良いということだが，「現状の規制を維持」でも良いということか。

事務局： ご指摘のとおり，国としては，共通の取引ルールに反しない限り，独自の取引ルールを定めることは可能ということで，現状の規制をあらためて独自の取引ルールとして規定することも可能としている。

委員： 市場法改正については，生産者や市場関係者から出てきた声ではないと考えている。また，法改正により，取引規制を廃止することに懸念がある。
今後，条例を制定することになると思うが，業界の様々な意見をどのように集約していくのか。

事務局： 本協議会後には，業界関係者に対し，説明会を開催する。市場ごとに意見があると思うので，意見の集約の具体的な方法については今後検討する。

委員： 需給バランスの調整，公正な価格形成，生産者と消費者保護について，業界の意見を聞きながら，対応してほしい。

事務局： 市としては，最終的に市場のさらなる活性化を目指し，生産者と消費者相互のメリットとなるようすすめていきたい。

委員： 以前，輸出促進のための規制緩和ということで条例改正を行ったが，今回の法改正により，それは意味をなさなくなるのか。

事務局： 輸出促進とは言っても，前回は予め届け出があれば例外的に第三者販売を認めるという，あくまで例外的取扱いだった。それが法改正後は原則可能となる。そのため，取引規制を原則廃止した後の対応について，今すぐに明確な返答はできないが，輸出のための第三者販売については，各市場の現状を把握しながら，検討していく。

委員： 輸出も大切だが，市民への食糧の安定供給が前提。市場流通が機能した上で，様々な流通経路が存在し得るのではないか。市が開設者として運営を続けるのであれば，業界の意見を聞きながら，また，産地市場（鮮魚の場合）という特徴を踏まえながら本来の市場流通（生産者→出荷団体→市場→実需者→消費者）をしっかりとおさえたうえで，対応してほしい。

事務局： 食料品全体の市場経由率は低くなっているが、市民にもっとも身近なスーパー・コンビニでの生鮮食料品は、未だに 8 割が市場を経由していることから、今回の法改正においても、卸・仲卸業者の集荷・分荷の機能は認められている。その上で、市民への安定供給と市場の活性化を目指し、実態に合わない規制は緩和していく。そのために、まずは業界の意見を伺い、実態把握に努めていく。

委員： 市としても、市周辺のマーケットについて検討し、法改正をプラスにしてほしい。例えば、鮮魚の輸出であるが、台湾への輸出と言えば鹿児島のような話になっている。また、成田空港は鮮魚の輸入ハブ空港のような様相を呈しているが、福岡空港はほとんど受け入れがない。福岡空港を成田空港のように輸入の拠点となるよう検討してほしい。

事務局： 福岡空港に関してはコールドチェーンが途切れる箇所があるので、途切れないよう検討会議の場で意見している。

委員： ネットでの流通はこれからも増えていく。今回の法改正で商物一致の原則が規制緩和されるので、市場の活性化につながることを期待したい。

事務局： ICT や AI の活用は今後の課題。制度改正とともに市場内での新たな取り組みとして検討していきたい。

議長： 他に何か意見・質問は。

委員： なし

【その他】

「各市場の取扱状況」について説明。

議長： ただいまの事務局からの説明について意見・質問は。

委員： なし

議長： これをもって、平成 30 年度第 1 回福岡市中央卸売市場開設運営協議会を閉会する。